

埴町空家除却(解体)補助金

埴町では長期間使われていない住宅『空家』を除却する場合の費用(解体工事費)について、**最大40万円**を補助しています。

補助率	上限額
3分の1	40万円

(1)対象となる空家

(以下の要件を全て満たすこと)

- ①空家となってから1年以上経過していること
- ②主たる用途が専用住宅(併用住宅の場合は2分の1以上が住宅)であること
- ③個人が所有していること
- ④所有権以外の権利が設定されていないこと
- ⑤公共事業の補償対象となっていないこと
- ⑥賃貸事業に使用していないこと



(2)補助対象者

(以下の要件に全て該当すること)

- ①登記事項証明書(未登記の場合は固定資産台帳)に所有者として記載されている者またはその法定相続人
- ②市町村税を滞納していない者
- ③過去にこの補助金の交付を受けていない者
- ④暴力団員または反社会的勢力等に該当しない者



(3)補助対象工事

(以下の要件を全て満たすこと)

- ①空家の全てを除却(解体)する工事であること
- ②建設業法上の土木工事業、建築工事業もしくは解体工事業の許可を受け、町内に事業所を有する事業者による工事であること
- ③補助金交付決定を受けた後に着手する工事であること
- ④建物内にある家財等の物品を処分する工事ではないこと



お問い合わせ先

埴町 まち振興課 地域づくり係 TEL:0247-43-2112

Mail:sinko@town.hanawa.fukushima.jp

※本補助事業には予算上限があります。申請状況によっては年度途中で受付を終了する可能性がありますので、補助事業をご検討の際は、余裕をもってご相談ください。

申請方法

- ◎以下の申請の流れに沿ってお手続きください。
- ◎補助金の交付決定前に契約締結又は工事着手した場合、補助の対象となりません。

(1) 交付申請 ◎交付申請の際に以下の書類を提出してください。

- ①交付申請書(様式第1号)
- ②申請者の住民票の写し(発行から3カ月以内のもの)
- ③市町村税の滞納が無いことを証明する書類(発行から3カ月以内のもの)
- ④対象建物の登記事項証明書(発行から3カ月以内のもの)※未登記の場合は今年度の固定資産台帳記載がわかるもの
- ⑤申請者が法定相続人の場合は所有者との関係が分かる戸籍謄本等
- ⑥除却工事に係る誓約書(様式第2号)
- ⑦補助対象空家の付近見取図(位置図)(様式第3号)
- ⑧除却(解体)工事費用の見積書の写し
- ⑨補助対象工事の施工前の状態を確認できる写真(様式第4号)
- ⑩委任状(申請者が補助対象者から委任された場合)(様式第5号)
- ⑪暴力団排除に関する誓約書(様式第6号)



(2) 交付決定 ◎申請書等を確認し、町から交付決定通知を発行します。



(3) 施工業者との契約・工事着手

- ◎交付決定日以降に施工業者と工事の契約締結及び工事着手をしてください。
- ※交付決定日前の契約締結又は工事着手した場合、補助の対象となりません。



(4) 工事完了・実績報告

- ◎工事完了した日から1ヵ月以内(または3月31日のいずれか早い日)までに以下の書類を提出してください。

- ①空家除却補助金実績報告書(様式第10号)
- ②対象工事の請負契約書又は請書の写し
- ③対象工事に要した経費の領収書の写し
- ④対象工事の完了を確認できる写真(様式第11号)



(5) 補助金額の決定

- ◎申請及び実績報告の内容を確認し、町が補助要綱に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、空家除却補助金交付額確定通知書(様式第12号)を発行します。



(6) 請求・交付 ◎交付額確定通知書が届きましたら、以下の書類を提出してください。

- ①空家除却補助金請求書(様式第13号)
- ②通帳等(銀行・支店、口座名義、口座番号等が記載されているもの)の写し

※請求書提出から2週間～1か月後に振込にて交付となります。